

取りまとめ骨子(案)に係る各委員からのコメント

ページ番号

・大泉	一貫	委員	1
・掛札	徹	委員	3
・佐藤	俊彰	委員	4
・末次	豊春	委員	6
・曾我	隆一	委員	7
・竹内	克伸	委員	8
・田中	良隆	委員	10
・立花	宏	委員	11
・長澤	利久	委員	12
・中村	隆司	委員	13
・山田	敏男	委員	14
・吉水	由美子	委員	18

はじめに

麦の課題は、コスト3割減、ASW並の品質の実現と理解している。そのためには、需要に応じた麦づくりの実現、構造の改革が必要で、麦委員会の議論はそのような方向を実現するための審議の場と認識している。しかしながら担い手に関する議論と経営安定政策に関する議論がともに企画部会マターとされたことにより、そのような場が与えられたかは疑問である。

国内産麦対策

1. 麦作経営安定資金

生産者手取りのほとんどを占める麦作経営安定資金については、品目横断的政策に組み替えられることによって廃止の方向が打ち出されている。廃止には賛成である。しかしそれが品目横断で改良になるか、麦作の構造改革が進むかは疑問ではないか。市場が見えず、市場価格が抽象的にしか認識し得ない状況で生産者の真剣な努力を引き出すことは困難であろう。

2. 民間流通と政府無制限買い入れ

民間流通が定着化するまでの過渡的措置としての政府無制限買い入れは、政府買い入れが実行上皆無に等しいこともあり廃止することが望ましい。

しかし民間流通が本来的民間流通（市場原理）になってはいない状況は深刻に受け止める必要がある。通常一般社会でいわれているところの民間流通システムを早急に実現する必要がある。市場原理に移行した際の、メリハリのある（品質向上や担い手への集中を図るものへの組替え）構造改革促進的な麦への直接支払い政策は必要である。

外国産麦の輸入および売り渡し

1. 国家貿易の維持

わが国への麦の大口輸出国が国家貿易という状況に鑑み、わが国の輸入国貿はこれを維持するのが望ましいと考えられる。

2. 備蓄制度

世界的な麦の生産動向や国際的な貿易状況から備蓄は必要と考えられる。その水準に関しては生産動向や貿易状況との関係で常時検証をすることが重要。民と官の役割を明確にすべき。

3. マークアップの使途について新たに考える必要がある。

コストプールの見直しとして、売り渡し価格をマークアップ水準とし、将来的に引き下げるべきであろう。差益の、品目横断への財源使用に関しては、品目横断というなら使用すべきではなく、一般財源で対処すべきであろう。その場合、売り渡し価格の大幅削減が可能となる。使用するとするなら、国民や関係者に理解される理念の形成

と工夫が新たに必要となる。品目横断先にあるきでは議論の仕様がでない。

4、麦加工産業

業者は、原料調達を始め、あらゆる段階における市場原理の導入を図り企業の取組を促すことが必要。SBSの導入は輸入麦の価格指標として必要。

また内麦振興の上からも中小製粉企業の企業努力は必要なことから、これらの企業の創意工夫が生かせる制度に改革すべき。また、私は、7月の部会で、地場産を愛用するような文化の創出が必須で、中小製粉企業や消費者に国内産麦を求める気持ちを持たせることが必要不可欠とし、そのためには、国内産麦の消費拡大策について検討すべきとした。その一例として、香川産小麦を使った「讃岐うどん」の取り組みを積極的に評価した。しかしその農協の不適切表示が10月に明らかになるなど、残念な状況となっている。不適切表や違反には罰則強化で望むべきだろう。農協には猛省を促したい。

麦政策検討小委員会コメント

平成16年11月17日

委員 掛札 徹

(茨城県)

(取りまとめ骨子(案)に加えて)

1. 麦は国民の基本的食糧であり、食糧・農業・農村基本法にあるように、国内産麦で一定水準を確保すべきと考える。また、土地利用型作物として、地域の合理的農地利用上不可欠な作物である。さらに、外国産麦と国内産麦では生産コストの差が極めて大きく、その較差解消は農家の経営努力だけでは困難であること等を考え併せると、今後とも麦作振興については、国が関与する必要がある、その役割等についてもふれるべきと考えます。
2. 麦作経営安定資金等から品目横断的政策等への転換が示され、経営面積を基準に対象農家の検討がされているが、麦作経営は受託等によって規模拡大を図ってきている農家がかなり多い。このため、これら意欲的に麦作経営に取り組む農家が安定的に営農を継続できるように、品目横断的政策の導入を基本にした麦作振興にあたっては受託等について配慮すべきことを入れるべきであると考えます。
3. 農産物検査規格の見直しに当たっては、用途に併せた規格も検討すべきと考えます。
例えば小粒大麦カシマムギは麦茶用なので、麦茶用の規格を設ける等
4. 新品種の育成については、現在の麦品種は収穫期が梅雨と重なり、品質低下の原因ともなっており、より早期収穫が可能な品種など、実需者ニーズに加え、生産者の要望にも応えられる品種の育成についてもふれるべきではないかと考えます。

麦政策検討の取りまとめに対する意見

ホクレン 佐藤 俊彰

1. 「新たな麦政策の構築に当たっての基本的な考え方」について

日本の食料供給体制は国産生産と海外からの輸入の組み合わせにより構築されており、今後ともこの方向で政策を維持していくことになるが、主要食糧である麦については一定水準を国内生産し自給率を維持すべき。

麦の水田作・畑作上の位置づけやその重要性は議論されてきたとおりであり、内外生産コスト差が存在する中で生産を継続していくためには、必要な財源を安定的に確保していく必要がある。

さらに国際化の進展などが与える重大な国内生産流通上の環境変化に対応するとともに、内外麦の直接の実需者である国内麦加工産業の発展を図る必要がある。

このため将来に予想される関税措置の水準を考慮すれば、マークアップを財源として内麦振興費として支出する現行の仕組み(麦会計)は不安定であり、納税者負担の仕組みに変更することで収入の変動に影響されない国際化対応の仕組みとすべき。

2. 「国内産麦対策の見直し」について

平成19年度に導入される品目横断的政策の設計にあたっては、関係する品目すべてで近い将来に関税措置の水準が変わることを想定しておかなければいけない。そのため現状の品目政策のゲタをただ横に倒せば、品目横断的政策の財源が確保されるということにはならない。

これまでの農業政策を大きく舵きりし、納税者負担によって新たな政策を実施するには、

- ① 国は日本農業の将来の目標を明確に示すとともその実現のために新たに導入する品目横断的政策の内容を具体例によって国民にわかりやすく説明する必要がある。
- ② 特に生産者には新たな政策の支援対象者と非対象者を作ることでの不安が大きいことから現状との違いをシュミレーションしながら説明すべきである。
- ③ さらに新たな政策の実施のためには既存の政策の合理化を図るなどして3兆円の農水省予算をどう仕組んでいくか、議論すべきであるし、そこで議論されたことを政策に反映していかなければならない。

政府無制限買入については生産サイドの努力を促す観点から廃止。

しかし将来に予想される国内外の環境変化や国内における外麦・内麦の相対的な関係、さらに9割の外麦が政府管理にある中、1割の内麦から国の関与をなくし内麦の「政府買入」の道を閉ざすことは生産現場の不安をあおることに繋がるため政府買入については継続すべき。

農産物検査規格の見直しについては良品質麦生産と国内産麦流通の円滑化を図る観点から成分検査結果の活用などにより現行の検査規格の内容を見直す必要がある。

内麦の品質向上に資する政策が重要さを増す中で、その基本になる農産物検査が人の目視や主観にたよる基準では現場の公平性が保てない。

主要食糧たる麦の品種開発は国の役割であり、品種開発により需要に応じた国内麦生産が加速できれば食料自給率が向上するなどの効果が期待できる。財政上の要因から十分な品種開発予算が確保されず、需要に応じた麦の国内生産ができないということがないように、官民一体的な取り組みの推進や地域に応じた育種をすすめるなど、計画的、効率的に行っていくべきである。

3. 「外国産麦の輸入及び売り渡し」について

麦の国家貿易については食糧自給率の低い国家が国民に対して基本的な食料供給を行う責務を負う観点から継続すべき。また麦の加工原料であるという特性から国内生産との一体的な運用を行うことが重要である。

4. 「麦加工産業対策の推進」について

特にコメントはありません。

5. 「その他」について

特にコメントはありません。

以上

末 次 豊 春 委 員

麦政策小委員会(取りまとめ骨子)に対する佐賀県からのコメント

課 題	コ メ ン ト
第1 新たな麦政策の構築にあたっての基本的考え方	<p>①食生活上必要不可欠な作物であるとの認識から 国の役割を含めた自給率目標等、具体的に示すべきではないのか。 ア、現行生産量の維持 イ、自給率維持のため一般会計からの不足財源の補填 ウ、国家貿易制度の維持 等、小委員会としてまとめるべきである。</p>
第2 国内産麦対策の見直し	<p>①経営安定対策(品目横断的政策)の導入と麦経等の廃止となった場合、 目指すべき麦の生産量が確保されるのか疑問。 ア、国が求める担い手だけでは現行生産量は維持できないのではないか。 イ、担い手の在り方も検討してはどうか。 麦の「担い手」は、現在議論されている作付規模とは別に。</p> <p>②政策変更に伴う、農業共済(所得補償)制度の在り方も議論すべき。 この件に関して一切の協議が行われていない。</p>

* 基本的考え方について

小麦に関して国としての基本的戦略、方針を明確にすること。取り分け、財政支出（国民の税金による負担）の必要性を国民が納得する論理で整理する。（経営安定対策、自給率アップの項でも可） 当然、競争原理の導入による生産から加工流通の自助努力による改善を図ることが、前提となるが、国土の違いで世界の主要穀物輸出国とのコスト競争力とは所詮立ち向かえない限界があるから。

* マークアップ

現時点で適性な水準を定めるには、材料不足であるので、今後企画部会等の進捗を勘案して、継続検討すべき。

品目横断的経営安定対策に移行することから、麦のみにこのマークアップを投入することが、困難かもしれないが、国産麦のさらなる良品質（広義）向上に資するよう、インセンティブが働くような工夫が望まれる。

当然ながら、小麦粉調製品の輸入を阻止する上から、最小限の水準に計画的に設定すべきである。

* 国家貿易

必要性は是とするも、官による非効率性の検討特に、穀物輸出国との価格交渉力（相手国窓口や商社の使い方等）については常に民間的改革を図る努力が望まれる。

* 外麦の売り渡し

国貿で行く以上、管理コストの削減を図ることは必要であるが、国産麦の関連で地方に立地している中小製粉にハンディキャップを生じない売り渡しシステムであること。

* 麦加工産業対策

現在検討中であるが、中小企業経営革新等総合支援法（仮称）との整合性を維持し、経営基盤強化計画による業種指定が速やかに認可され、中小製粉の経営力向上に結びつくよう図る必要がある。

（注）期限到来する中小企業創造活動促進法と中小企業経営革新支援法 並びに新事業創出促進法の3法が統合する方向で検討されているため。

第1. 基本的な考え方

- (1) 麦政策に関する諸課題は相互に関連しているが、矛盾した要素を含んでおり、転作麦を中心として内麦生産量が拡大してきた事に伴い矛盾が表面化しつつある。その為、米改革に比べ遅れていた麦改革の見直しが急務となっている。民間流通の定着や麦作経営安定資金の見直しは改革の方向に沿った前進と評価できるが、更に全体的な再検討が必要となっている。
- (2) 大幅な内外価格差の下で内麦の位置付けを守っていく上では、生産条件格差是正の為の大枠を維持していく必要があるが、その為には内麦の改革が必須である。キーワードは生産性の向上（コストダウン）と品質の向上（需要への対応）であり、これを促す様な枠組みに構築し直す必要がある。
- (3) 同時に9割のウェイトを占める外麦管理の効率化を図る必要がある。
- (4) 政府の役割は産業政策を基本とし、市場原理の促進を軸とした効率化を図る方向で基本的な枠組みを示す事にある。具体的な政府の役割はこれに沿って個々に検討していく事が良い。

第2. 国内麦対策の見直し

1. 経営安定対策（品目横断政策）の導入と麦作経営安定資金

- (1) 品目横断政策の基本的な考え方は示されているが、具体的な内容が詰まっていない現段階では、麦政策の検討項目の中で詰めきれない処もあるが、現段階でも麦政策の方向性を呈示できる事柄については小委員会としてまとめる事が適切である。
- (2) 既に米について政府の全量買入れ制度は過去のものとなっており、内麦の政府による無制限買入れは廃止する必要がある。
- (3) 品目横断政策は、内外生産条件格差是正措置と収入・所得変動対応措置とから成っており、全体として品目横断的な支援に切り替えるものであるから、麦作経営安定資金も含め、対応する個別品目対策はこの中に改編吸収される事になると考えられる。
その際、外麦差益が「麦以外の作物の対策に充てられるのではないか」との懸念については会計制度の扱いを含め、何らかの工夫が必要になるのではないか。

第3. 外国産麦の扱い

1. 国家貿易の維持

- (1) 輸出国の中で、国家貿易としている国と、民間貿易としている国があり、我国が交渉上の観点から国家貿易としている事は一理あるものの、国家貿易は極めて例外的なものであり、民間貿易にも効率性のメリットが期待される。当面は国家貿易を維持しつつその効率性の同上に努め、併行してその是非の検討を続ける事が適当ではないか。

2. 標準売渡価格とマークアップ

- (1) 米について標準売渡価格が廃止されており、麦についても需要の変動に迅速に対応する為標準売渡価格からマークアップ方式に移行する事は適切である。

- (2) マークアップの水準、或いは標準売渡価格の水準について将来の方向を予め呈示できるかどうかは、難しい問題である。

マークアップの外麦の価格為替変動は実需者負担となるが、内麦の扱いが不安定となろう。またマークアップの財源は実需者負担又は財政＝納税者負担となるので、方向としては制約が強くなると予想される。従って、内麦の生産量拡大を意向する前に、内麦のコスト削減、品質向上が必須である。

政府売渡価格の将来の引下げの方向を呈示するには、政府の歳出総てについて削減が求められている中で実需者（消費者）負担から税負担への移行を示す事になる。

過剰生産対策が課題となっている欧米に於る所得対策と、生産振興が求められている我国とでは同一に論ずるのは難しい。

引き続き検討すべき課題であり、直ちに方向性を示す事は難しいと考えられる。

3. 備蓄

- (1) 官民の役割分担を明確にして、早急にその具体化を図る必要がある。